



世民律師事務所 SHIMIN LAW OFFICES

NEWSLETTER

October 2013

キーワード

インターネット誹謗罪
インターネット騒動挑発罪
インターネット恐喝罪
インターネット不法経営罪



最高人民法院、最高人民検察院が「情報ネットワークを利用して誹謗等を実施した刑事事件を取り扱う際の法律の適用に係る若干の問題に関する解釈」を公布

2013年9月6日、「情報ネットワークを利用して誹謗等を実施した刑事事件を取り扱う際の法律の適用に係る若干の問題に関する最高人民法院、最高人民検察院の解釈」（以下「本司法解釈」といいます。）が最高人民法院裁判委員会第1589回会議及び最高人民検察院第12期検察委員会第9回会議により採択後公布され、2013年9月10日に施行されました。

以下で本司法解釈が公布された背景、関連する法律問題及び会社の対応措置について簡単に分析します。

一、公布の背景

(一) 「インターネット上での組織的な風説の流布等の違法な犯罪行為を取り締まる特別行動」

世民律師事務所は、1999年に設立されたパートナーによる弁護士事務所であり、日本国内、中国国内の日系企業及びその他外資系企業に対して広範囲にわたる法律サービスを提供する総合法律サービス機構で、涉外法律サービスを中心に、経験を絶えず積み、お客様に全方位的な法律サービスを提供しています。

本速報中の情報及び内容に関するご質問・ご相談等は、弊所にご連絡ください。

E-mail : info@shiminlaw.com

上海 +86-21-6882-5007
北京 +86-10-5811-6181
広州 +86-20-3825-1500
大連 +86-411-3960-8570

東京 +81-3-5575-2537

ニューヨーク +1-646-254-6388
フィラデルフィア +1-267-519-8196

2013年8月20日、全国の公安機関は、インターネット上で組織的な風説の流布等の違法な犯罪行為を取り締まる特別行動の集中展開を開始しました。

当該特別行動について人民公安新聞は、「現在インターネット上で風説の流布等の違法な犯罪活動がはびこり、インターネット上での風説の流布は既に一種の社会的公害となっており、公民の密接な利益を著しく侵害しているだけでなく、インターネット上での公共の秩序も著しく乱し、社会の安定性に直接危害を及ぼしており、多くの大衆がインターネットの混乱状態を整理する必要があると強く呼びかけている。大衆の関心に応えるため、公安部は、人民大衆の積極的な通報の手がかりに基づき、党の大衆路線教育の実践活動と合わせて、即日、全国の公安機関を配備してインターネット上での組織的な風説の流布等の違法な犯罪行為を取り締まる特別行動の集中展開を開始する。」と説明しています。

(二) インターネット上での風説の流布に対する各地での法律執行が活発化

1. 福建

「女性4名が『人肉刺傷事件』『凶器にHIV血液が付着』等の風説を流布したことにより逮捕」

記者が2013年9月7日に福清の警察から得た情報によると、本件では女性4名がインターネット上で「変質者の男性が人肉を切り取って拾う。」「警察の確認によると、犯人の刃物にHIVウィルスが付着……」等の風説を流布し、社会に悪影響を及ぼしたとのことです。現在、福清の警察は、法により法律に違反した4名に既に行政処罰を科しました。

2. 北京

「北京の取締りによりオンラインマーケティング会社『秦火火』、『立二拆四』等の社員が逮捕」

新華網北京2013年8月20日電によると、このほど北京の警察は、公安部の統一的配置に従い、大衆の通報に基づき、法により立件捜査し、インターネット上で風説の流布を企て、悪意をもって他人の名誉を毀損し、不法に経済的利益を得たオンラインマーケティング会社である北京爾瑪互動營銷策劃有限公司を一斉に取り締まり、秦志暉（ハンドルネーム「秦火火」、男性、30歳、湖南省衡南県香花村出身、高卒、元爾瑪社社員）、楊秀宇（ハンドルネーム「立二拆四」、男性、40歳、吉林省白山市七道江鎮出身、爾瑪社創始者）及び当該会社のその他4名の社員を逮捕しました。

紛争解決チーム

責任者：

胡世民
smhu@shiminlaw.com

寄稿者：

張潔敏
jmzhang@shiminlaw.com

李蕭束
xsli@shiminlaw.com

楊軼帆
yfyang@shiminlaw.com

3. 浙江

「浙江が取り締まったインターネット上での風説流布者のうち 41%が疫病の発生状況を虚偽報告」

新華網北京 2013 年 8 月 27 日電、記者が浙江省公安厅から得た情報によると、このほど行ったインターネット上での組織的な風説の流布等の違法な犯罪行為を集中的に取り締まる特別行動において、浙江省公安厅

(一) 本司法解釈にかかわる罪名及び犯罪構成の分析

本司法解釈にかかわる主な罪名は以下のとおりです。誹謗罪、騒動挑発罪、恐喝罪及び不法経営罪等の罪名で、この 4 つの罪名について、主体、主観的な面、対象及び客観的な面からそれぞれ犯罪を構成するか否かについて論述を行います。

1. 誹謗罪

1) 刑法の関連規定

「中華人民共和国刑法」第 246 条には、「暴力若しくはその他の方法をもって公然と他人を侮辱し、又は事実を捏造して他人を誹謗し、情状が重大である場合には、3 年以下の有期懲役、拘役、拘束又は政治的権利の剥奪に処する。前項の罪は、告訴された場合に限り処理する。ただし、社会秩序及び国の利益に重大な危害が及ぶ場合を除く。」と規定されています。

2) インターネット誹謗罪の犯罪構成

a) 犯罪主体

本罪の犯罪主体は個人であり、単位は本罪の主体ではありません。我が国の刑法第 30 条の規定に基づき、法律で単位犯罪と定められている場合に限り、単位は刑事責任を負いますが、本罪では単位を本罪の主体とすることは定められていません。ま

はインターネット上での風説流布の典型的な事件を取り締まり、インターネット上で悪意をもった風説流布者が法的制裁を受けました。現在までに取り締まったインターネット上の風説流布等の違法犯罪は計 67 件、刑事拘留計 2 名、治安処罰計 46 名、訓戒処分計 22 名となっています。

二、本司法解釈に関連する法律問題の分析

た、我が国の刑法第 17 条に基づくと、満 16 歳の者が当該罪を犯した場合には、刑事責任を負います。

b) 主観的な面

問題一：故意のみであるか。過失を含むか否か。

故意のみであり、過失では犯罪を構成しません。先ず、本司法解釈規定の中の「捏造」、「改竄」、「明らかに知っている」等の文言からみてとることができます。次に、「インターネット上での風説の流布に係る司法解釈についての両院関係部門の責任者による記者の質問への回答」でも同様の解釈がなされています。

問題二：「明らかに知っている」をどのように理解するか。

本司法解釈第 1 条第 1 項では、「事実を捏造して他人を誹謗する」という行為が何であるかを定め、第 1 条第 2 項では更に「他人の名誉を毀損する捏造された事実であることを明らかに知っており、情報ネットワーク上で散布し、情状が重大である場合には、『事実を捏造して他人を誹謗した。』ものとみなす。」と定めています。本条で「明らかに知っている」の含意について、本解釈では明確に説明しておらず、「森林資源破壊の刑事事件を審理する際の具体的な法律適用に係る若干の問題に関する最高人民法院の解釈」第 10

条では、「明らかに知っている」には、「知っている」又は「知るべきである」という2種類の状況が含まれると定めています。ここでは、「知っている」ことは一種の事実現象であり、口頭の証拠及びその他の関連証拠により証明する必要があります。また「知っていなければならない」ことは一種の法律上の推定であり、発信者による一定の判断及び審査義務が付加されますが、当該義務の境界線及び厳格さの程度については裁判官が裁量します。

c) 対象

本罪で侵害されるのは公民の人格の尊厳であり、我が国の刑法では、誹謗罪を公民の人身の権利及び民主的権利を侵害する罪の一種に分類しています。したがって、誹謗罪の対象は行為者以外のその他の公民（これには、行為無能力者及び政治的権利を剥奪された者が含まれます。）に限られ、単位は誹謗罪の犯罪対象になることができません。

d) 客観的な面

本司法解釈第1条第1項及び第2項では、「事実を捏造して他人を誹謗する」、「情状が重大である」及び「社会秩序及び国の利益に危害を及ぼす」という3つの要点についてそれぞれ定めています。

「事実を捏造して他人を誹謗する。」には、3種類の行為方式が含まれます。

第一に、「捏造かつ散布」について、第1項第(1)号には「他人の名誉を毀損する事実を捏造して、情報ネットワーク上で散布し、又は他人を組織し、若しくは指図して情報ネットワーク上で散布する行為」と規定されています。

第二に、「改竄かつ散布」について、第1項第(2)号には「情報ネットワーク上で他人のオリジナル情報の内容を改竄して他人の名誉を毀損する事実にかかわり、情

報ネットワーク上で散布し、又は人員を組織し、若しくは指図して情報ネットワーク上で散布する行為」と規定されています。

第三に、「虚偽事実を明らかに知りながら、散布する」について、第2項には「他人の名誉を毀損する捏造された事実である旨を明らかに知り、情報ネットワーク上で散布し、情状が重大である行為であり、『事実を捏造して他人を誹謗した』ものとみなす。」と規定されています。

次の各号に掲げる事由の1つに適合する場合には、「情状が重大である」こととなります。

(一) 同一の誹謗情報が実際にクリックされ、閲覧回数が5,000回以上に達し、又は転送された回数が500回以上に達したとき。

(二) 被害者又はその近親者が精神に異常を来し、自傷行為及び自殺等の重大な結果をもたらしたとき。

(三) 2年以内に誹謗により行政処罰を受け、又は他人を誹謗したとき。

(四) 情状が重大であるその他の事由

次の各号に掲げる事由の1つがある場合には、「社会秩序及び国の利益に重大な危害を及ぼす」ことになり、次の7つの事由において、告訴された場合に限り処理するのではなく、公訴機関が訴訟を提起します。

(一) 群衆事件を引き起こしたとき。

(二) 公共の秩序の混乱を引き起こしたとき。

(三) 民族又は宗教の衝突を引き起こしたとき。

(四) 多数を誹謗し、社会に悪影響をもたらしたとき。

(五) 国のイメージを損ない、国の利益に重大な危害をもたらしたとき。

(六) 国際的に悪影響をもたらしたとき。

(七) 社会秩序及び国の利益に重大な危害をもたらすその他の事由

2.騒動挑発罪

1) 刑法の関連規定

「中華人民共和国刑法」第 293 条では以下の 4 種類の行為を騒動挑発罪と定めています。

- a) 随意に他人を殴打し、情状が劣悪である行為
- b) (二) 他人を追いかけ、妨げ、ののしり、恐喝し、情状が劣悪である行為
- c) (三) 公私の財物を無理に略奪し、又は任意に毀損し、若しくは占用し、情状が重大である行為
- d) (四) 公共の場所において騒ぎを引き起こし、公共の場所の秩序に重大な混乱をもたらした行為

本司法解釈第 5 条には、「情報ネットワークを利用して他人をののしり、恐喝し、情状が重大であり、社会秩序を破壊する場合は第 2 種の行為を構成し、「虚偽の情報を捏造し、若しくは捏造された情報であることを明らかに知り、情報ネットワーク上に散布し、又は人員を組織し、若しくは指図して情報ネットワーク上に散布し、騒いで問題を起こし、公共の秩序に重大な混乱をもたらした場合」は第 4 種の行為を構成する、と規定されています。

2) インターネット騒動挑発罪の犯罪構成

a) 犯罪の主体、主観的な面

本罪の主体、主観的な面は誹謗罪に類似しているため、ここでは言及しません。

b) 対象

本罪の犯罪対象は、学术界では社会秩序と判断されています。行為者が本犯罪行為を行う際に、対象は不特定の公民である可能性があり、不特定の財物である可能性もあり、他人又は他人の物を対象とせず、公共の場所において故意に悶着を起こし、騒動を起こし、公共の場所の秩序を乱し、公共の場所の正常な秩序に破壊をもたらすことである可能性もあります。

c) 客観的な面

本司法解釈第 5 条では、2 種類の行為方式を具体的に定め、前述したように、「中華人民共和国刑法」第 293 条第 1 項第 2 号及び第 4 号をそれぞれ構成します。

3.恐喝罪

1) 刑法の関連規定

「中華人民共和国刑法」第 274 条には、「公私の財物を恐喝し、金額が比較的大きく、又は複数回恐喝した場合には、3 年以下の有期懲役、拘役又は拘束に処し、罰金を併科する。金額が特に巨大であり、又はその他の特に重大な情状がある場合には、3 年以上 10 年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。」と規定されています。

本司法解釈第 6 条により「情報ネットワーク上で公表し、削除する等の方法によりネットワーク情報を処理することを理由にして、他人を脅し、若しくは脅迫し、公私の財物を求め、金額が比較的大きく、又は上記の行為を複数回実施した場合」には恐喝罪に認定されます。

2) インターネット恐喝罪の犯罪構成

a) 犯罪の主体、主観的な面

本罪の主体、主観的な面は誹謗罪に類似しているため、ここでは言及しません

b) 対象

本罪で侵害されるのは公私の財産であり、即ち国有、集団等の公共財産が含まれ、公民私人が所有する財産も含まれます（私人個人以外に、個人事業主及び私営企業の適法な財産も含まれます。）。

c) 客観的な面

本犯罪の表現形態には、主に2種類あります。即ち「ネット書込型」恐喝及び「ネット削除型」恐喝であり、前者はマイナスの情報を公表しようとする事により脅迫し、被害者に財物を引き渡すよう要求するもので、後者は先ず情報ネットワーク上にマイナスの情報を公表し、それからネット削除を理由にして被害者に財物を引き渡すよう脅迫するものです。

2つの面から罪を構成するか否かを区分することに注意が必要です。

第一に、自発的に被害者、被害単位を脅し又は脅迫をし、かつ、財物を求める行為が行為者にあることが要求されます。行為者が自発的ではなく被害者とネット削除について連絡を取り、脅さず、又は脅迫せず、被害者が自発的に訪問してネット削除を請求する状況で、「広告料」、「賛助費」及び「サービス料」等のその他の名目で被害者から費用を収受する場合には、恐喝罪と認定されません。

第二に、本条では「情報」という文言を使用し、「虚偽情報」という文言を使用していません。行為者が情報ネットワーク上で公表しようとする脅す被害者又は被害単位に関するマイナスの情報が真実であるとしても、行為者が不法占有の目的によるものである限り、当該マイナスの情報を削除することを理由にして公私

の財物を恐喝する場合には、依然として恐喝罪を構成します。

4.不法経営罪

1) 刑法の関連規定

「中華人民共和国刑法」第225条には、「国の規定に違反し、次の各号に掲げる不法経営行為のいずれかに該当し、市場秩序を攪乱し、情状が重大である場合には、5年以下の有期徒刑又は拘役に処し、違法所得相当額以上5倍以下の罰金を併科し、又は単科する。情状が特に重大である場合には、5年以上の有期徒刑に処し、違法所得相当額以上5倍以下の罰金又は財産没収を併科する。」と規定されています。

本司法解释第7条には、「国の規定に違反し、営利を目的として、情報ネットワークを通じて情報削除サービスを有償で提供し、又は虚偽情報と明らかに知り、情報ネットワークを通じて情報発布等のサービスを有償で提供し、市場秩序を乱し……不法経営罪により罪名を確定し処罰する……」と規定されています。

2) インターネット不法経営罪の犯罪構成

a) 犯罪主体

個人及び単位は、いずれも本罪の主体になります。上述したように、法律で単位犯罪であると規定されている場合に限り、単位が犯罪の主体になり、我が国の刑法第231条には、「単位がこの節の第221条から第230条までに定める罪を犯した場合には、単位に対して罰金の判決に処し、かつ、直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者に対して、この節各条の規定により処罰する。」と規定されています。したがって、単位も本罪の主体になります。

b) 対象

刑法第 225 条の不法経営罪は、市場秩序を攪乱する罪の一種に属し、本罪で侵害されるのは社会経済秩序になります。

c) 主観的な面及び客観的な面

主に 2 種類の行為モデルを含みます。

第一に、情報ネットワークを通じて他人に対して情報発佈等のサービスを有償で提供し、不法経営罪を構成するには、行為者は、発佈する情報が虚偽情報であることを明らかに知っていることが前提でなければなりません。発佈する情報が虚偽情報であることを行為者が明らかに知らない場合には、費用を収受したとしても、不法経営罪と認定されません。

第二に、情報ネットワークを通じて情報削除サービスを有償で提供する場合、本司法解釈第 7 条では、削除する情報が虚偽情報であることを行為者が明らかに知っていることを要求していません。現在、いくつかの不法な「インターネット PR 会社」の主な業務は「ネット削除」であり、削除する情報は少なからず人民・公衆が発佈する真実の情報です。国は、法により情報ネットユーザーの正常で適法な情報交流及びサービス活動を保護しており、これもインターネット情報サービス市場秩序の重要な構成部分であります。行為者は情報ネットユーザーの真実の情報を有償で削除し、広範なネットユーザーの適法な権益を侵害し、インターネット情報サービス市場秩序も重大に破壊するため、不法経営罪の犯罪構成に適合し、法により処罰されなければなりません。

(二) 外国人に関連する犯罪行為の司法管轄権の問題

「中華人民共和国刑法」第 6 条には、「中華人民共和国領域内において罪を犯した場合には、法律に特別な規定がある場合を除き、いずれもこの法律を適用する。中華人民共和国の船舶又は航空機内において罪を

犯した場合にも、この法律を適用する。犯罪の行為又は結果の 1 つが中華人民共和国の領域内において発生した場合には、中華人民共和国の領域内における犯罪と判断し、我が国はいずれも管轄権を有する。」と規定されています。

我が国の「刑事訴訟法」第 24 条には、「刑事事件は、犯罪地の人民法院が管轄する。被告人の居住地の人民法院が裁判することがより適切な場合には、被告人の居住地の人民法院が管轄することができる。」と規定されています。「『中華人民共和国刑事訴訟法』の適用に関する最高人民法院の解釈」第 2 条には、「犯罪地には犯罪行為の発生地及び犯罪結果の発生地が含まれる。」と規定されています。つまり、外国人の犯罪行為が国外で発生したとしても、当該犯罪結果の発生地が中国である場合には、中国の法院は、当該外国人に対してなお司法管轄権を有します。

(三) インターネット空間の公共の場所の属性問題

インターネット空間を刑法第 293 条の「公共の場所」と認定することができるか否かについて、専門家・学者の意見は大きく分かれています。

インターネット空間を公共の場所の定義に組み入れることを支持する観点は、以下のとおりです。

現代社会は、既に情報社会に入っており、「公共の場所」の概念を情報社会の変化に適合させる解釈は受け入れることができ、インターネットの各種ウェブサイト、ホームページ、掲示板等のインターネット空間は「公共の場所」の属性を有しています。刑法第 293 条第 4 号の「公共の場所において騒いで問題を起こし、公共の場所の秩序に重大な混乱をもたらした場合」には、騒動挑発罪を構成します。情報インターネット・システム空間の「公共の場所」において虚偽情報を捏造し、及び散布する場合には、現実世界の「社

会秩序」に混乱をもたらすことになる可能性があります。

公共の場所をインターネット空間にまで解釈を拡大することに反対する観点は、以下のとおりです。

「恐喝刑事事件を取り扱う際の法律の適用に係る若干の問題に関する解釈」第5条には、「駅、埠頭、空港、病院、商業施設、公園、劇場、展覧会、運動場又はその他の公共の場所において騒いで問題を起こした場合には、公共の場所の性質、公共活動の重要度、公共の場所の人数、騒いで問題を起こした期間、公共の場所が影響を受けた範囲と程度等の要素に基づき、

『公共の場所の秩序に重大な混乱をもたらした』か否かを総合的に判断しなければならない。」と規定されています。

当該規定に掲げられている公共の場所は、全て現実の三次元の空間の一部であり、当該規定の「その他の公共の場所」についても、同一タイプの解釈をすべきです。

最高人民法院及び最高人民検察院（以下「両院」といいます。）の態度

最高人民法院の記者会見者である孫軍工氏は、「インターネット空間は公共の空間に属し、インターネット秩序も社会公共秩序の重要な構成部分である。情報技術の目覚ましい発展に伴い、情報ネットワークと人々の現実生活とは既に融合して一体となっており、密接不可分である。社会の公共秩序の維持・保護は、全ネットユーザーの共同の責任である。一部の不法分子は情報ネットワークを利用し虚偽情報を悪意で捏造し、散布し、騒いで問題を起こし、社会の公共秩序に重大な混乱を引き起こし、現実の社会危害性を有しているため、騒動挑発罪により刑事責任を追及しなければならない。」と発言しました。

両院は記者会見上で、次のように表明しました。

「本司法解釈を發布する目的の1つは、情報ネットワークの健全な発展を維持・保護する必要性にある。情報技術の目覚ましい発展及びインターネットの普及に伴い、一部の不法分子はインターネット、マイクロブログ、WeChat、インスタントメッセージツール等の手段を通じて虚偽のテロ情報を捏造し、散布し、広範な情報の受け手に極度の心理的なパニックをもたらしており、その危害は非常に重大である。」と表明しました。

本司法解釈の公布は、インターネット秩序の規範化、健康的で秩序あるインターネット環境の創造に役立ちます。立法の意図からいうと、情報ネットワーク空間の社会秩序を刑法の規範に組み入れる旨を推測することができ、立法者の意図に適合します。

三、会社の対応措置

会社は、ある者が情報ネットワークを利用して会社に財物を恐喝する等の状況に直面した場合には、自己の適法な利益を保護し侵害を受けないために、速やかに犯罪地の公安機関に通報すべきです。

2013年1月1日から実施されている「公安機関刑事事件取扱手続規定」（公安部第127号令）第15条には、「刑事事件は、犯罪地の公安機関が管轄し、犯罪地には犯罪行為発生地及び犯罪結果発生地が含まれる。犯罪容疑者の居住地の公安機関が管轄することがより適切な場合には、犯罪容疑者の居住地の公安機関が管轄することもできる。」と規定されています。また第16条には、「コンピュータネットワークを対象にして、又は利用して犯す犯罪は、犯罪行為の実施に用いたウェブサイト・サーバー所在地、ウェブサイト・アクセス地及びウェブサイト作成者又は管理者の所在地、侵害されたコンピュータ情報システム及びその管理者の所在地、並びに犯罪過程における犯罪分子、被害者が使用するコンピュータ情報システムの所

在地の公安機関が管轄することができる。」と規定されています。

また、会社は自己により、又は外部の専門の弁護士事務所に依頼して従業員に対して関連する研修及び教育を強化し、従業員に本司法解釈に定める違法行為の発生を防止し、かつ、従業員が会社の情報ネットワークシステム、サーバー、コンピュータ、メールアドレス等の施設を利用して会社の業務と無関係な活動に従事することへの禁止を特に強調すべきであり、業務上の必要により上記の施設を利用する場合であっても、本司法解釈で定める違法と認定される可能性のある状況が発生しないよう注意する必要があります。具体的な状況に直面して判断することが難しい場合には、速やかに会社内部の法務部門又は外部の弁護士事務所に対して相談すべきです。

弊所の声明

本速報は、弊所のクライアントを含むがこれに限らない第三者に対して最新の法律面での情報を提供するためにのみ使用されるものとし、かつ、効力を有する法律意見書ではない。弊所の発行する正式な法律意見書の確認を経ずに、本件速報の内容を、会社の方策決定を含むがこれに限らない特定の状況下で有効な法的根拠として引用してはならない。